

令和7年度 沖縄市空家等除却費 補助金に関するお知らせ

沖縄市では、空き家の所有者等による適切な管理を推進し、地域住民の生活環境の保全を図ることを目的に空家等を除却する所有者等に対し、

除却費の一部補助を実施します。

申請期間は
下記の通りです！



～申請期間～

令和7年 5月26日から



令和7年11月14日まで

予算額に達した時点で
受付を終了します。

何卒ご了承くださいませ。



○沖縄市空家等除却費補助金の概要

補助金額

・補助対象工事費の

4/5 かつ

上限70万円

補助対象の空き家

・沖縄市内にある市の認定する**特定空家等**

・沖縄市内にある**不良住宅**に該当する空家等
※不良住宅に該当するか、市へ事前調査の申請が必要です。

〈お問い合わせ〉

沖縄市 建設部 住まい建築課 住まい係

所在地:〒904-8501 沖縄県沖縄市仲宗根26番1号 沖縄市役所6階

TEL:098-939-1212 (内線2646)

市公式
ホームページ↓



1. 事業の概要

沖縄市では、空き家の所有者等による適切な管理を推進し、地域住民の生活環境の保全を図ることを目的に空家等(不良住宅等)を除却する所有者等に対し、予算の範囲内において、除却費の一部補助を行います。

2. 募集概要

(1)補助金額及び募集予定件数

補助金額:補助対象経費の5分の4、上限額70万円(千円未満切り捨て)

募集予定件数:3件ほど

※補助額については、上記の他、国土交通大臣が定める1平方メートル当たりの補助上限額があります。

【国土交通大臣が定める標準建設費の除却工事費】(令和7年度)

・木造建築物の除却工事で 33,000 円を超える場合は 33,000 円

・非木造建築物の除却工事で 47,000 円を超える場合は 47,000 円

(2)募集期間

令和7年5月26日(月) ~ 令和7年11月14日(金)

(3)補助対象者

次のいずれか該当する者とする。

ア 空家等の所有者又は相続人(ただし、法人は除く)

イ 空家等の所有者又は相続人全員から同意を受けた者

ウ その他空家等の解体及び除却に関し権限を有すると認められる者

※ ただし、暴力団員又は暴力団員と密接な関係を有する者、当該年度中に既に本市から補助金の交付を受けて、空家等の除却を行っている者、市税を滞納している者は、補助対象者となるできません。

(4)補助対象工事

補助対象工事は、次の条件のいずれにも該当する工事とする。

ア 交付決定の通知を受けた後に着手する工事

イ 建設業法若しくは建設リサイクル法に係る許可等を受けた本市に本社がある法人
または本市に事務所を有し、本市に住民登録をしている個人が行う工事

ウ 補助対象空家等のすべてを除却し、その敷地を更地にする工事

(5)補助対象経費

補助対象経費は、補助対象空家等の除却に要した費用とする。また、補助対象空家等に付随する工作物の除去及び同一敷地内にある立木の伐採処分に要する費用を含む。
なお、家財道具(家具、電化製品、家庭ごみ等)、車両、機械等の処分費は除く。

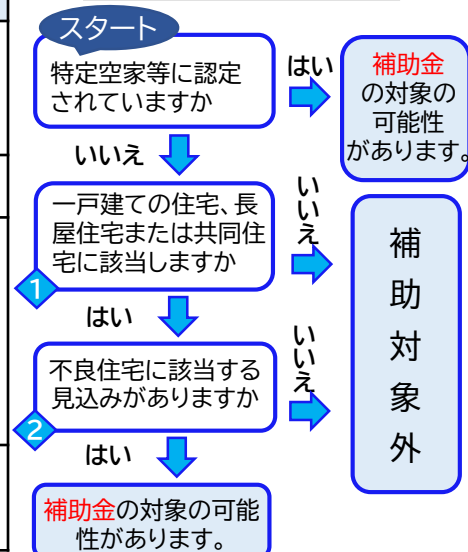
★各詳細については、「令和7年度沖縄市空家等除却費補助金募集要領」もご確認ください。

3. 除却費補助の概要

補助対象となる空家等には、「特定空家等」と「不良住宅」があります。

	特定空家等	不良住宅
対象者	- 空家等の所有者又は相続人(法人を除く) - 空家等の所有者又は相続人により同意を受けた者 ※所有者・相続人が複数人いる場合は全員の同意を受けること。 - その他空家等の解体・除却に関し権限を有すると認められる者	
対象地区	・沖縄市内全域	
補助対象空家等	・市の認定する特定空家等	・次の要件全てに該当する空家等 ①不良住宅に該当するもの (市の事前調査が必要です。) ②一戸建ての住宅、長屋住宅及び共同住宅 (店舗を兼ねる場合にあっては、住宅に該当する部分の床面積が延床面積の1/2以上であること。)
補助額	・建物除却費用(補助対象工事)の5分の4、上限額70万円 ・なお、国の定める1㎡当たりの補助上限額があります。	

簡易フローチャート



注)「特定空家等」とは、空家等対策の推進に関する特別措置法第2条第2項において、そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態その他周辺的生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にあると認められる空家等のことです。本市では、空家等の状態を十分に考慮し、沖縄市空家等対策推進協議会において審議したうえで市が認定します。

※フローチャートの各項目については、下記「要件解説」も併せてご参照ください。

4. 要件解説

1 一戸建ての住宅、長屋住宅または共同住宅ですか

空家等の用途が、一戸建ての住宅、長屋住宅または共同住宅であることが補助要件となっています。また、空家等の用途が店舗兼住宅の場合は、住宅部分の床面積が建物全体の2分の1以上であれば補助対象外となります。

2 不良住宅に該当する見込みがありますか

「不良住宅」とは、住宅地区改良法第2条第4号に「主として居住の用に供される建築物又は建築物の部分で、その構造又は設備が著しく不良であるため居住の用に供することが著しく不適当なもの」と定義されており、同法の測定基準による評点が、100点以上であるものをいいます。具体的には、下記写真のような柱梁や屋根が激しく腐朽・変形しているなど、倒壊の危険性がある家屋が該当します。※

不良住宅の判定は、まず市職員が空家等の状態等について聴き取りし、不良住宅に該当する可能性が高いと判断した場合に、現場調査をして判定します。

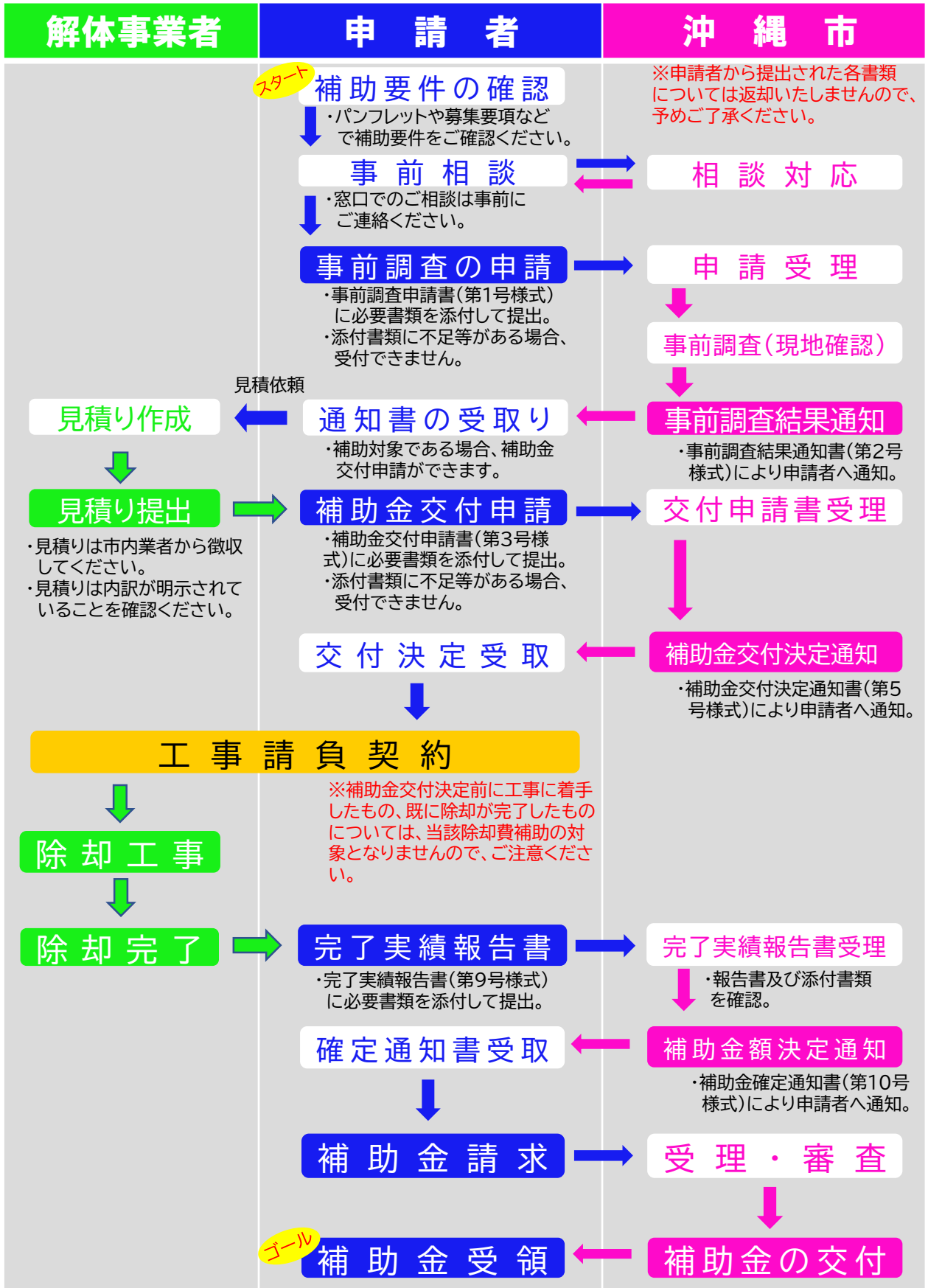


○柱、はりの破損や
変形が著しく崩壊
の危険がある例

※ 出典:外観目視による住宅の不良度判定の手引き(案) 国土交通省 住宅局 住環境整備室

5. 補助申請の流れ

・補助申請の流れは、以下の通りとなっています。



6. 補助申請に関するQ&A

Q1. 除却したい空家が補助要件に該当するか確認したいのですが？

A. 補助申請の前に、補助要件等の確認のため、必ず住まい建築課にて「事前相談」をしてください。なお、相談の際に、住まい建築課担当者へ日程調整の事前連絡をしてください。

住まい建築課：098-939-1212
(内線2646)

Q2. 空家等の中にある家具や家電などの処分も補助の対象になりますか？

A. 家具や電化製品などの家財道具、家庭ごみ、車両、機械等の処分費は補助の対象外です。各関係法令に基づき、所有者等において適切に処分してください。

Q3. 空き店舗を除却したいのですが、補助の対象になりますか？

A. 除却費補助は一戸建て住宅、長屋住宅、または共同住宅といった住宅が対象です。店舗兼住宅などの場合、住宅に該当する部分の床面積が2分の1以上あれば対象になりますので、図面等をご確認ください。

Q4. 除却工事をする際の施工業者を紹介してもらえますか？

A. 除却(解体)工事を施工する際は「建設業の許可」または「建設リサイクル法に基づく解体工事業の登録」を受けている沖縄市内の施工業者に依頼する必要があります。施工業者については、沖縄県解体工事業協会(098-956-1437)などへご相談ください。

Q5. 除却工事をする際に役所の他部署へ届出等は必要ですか？

A. 除却(解体)工事に当たっては、建築指導課への申請が必要となる場合があります。また、下水道課管理の工作物に影響を及ぼす場合もありますので、解体前はそれぞれの課にお問い合わせください。

Q6. 空き家を除却すると土地の固定資産税が上がると聞きましたが本当ですか？

A. 空き家を除却し更地にすると、固定資産税の住宅用地特例が該当なくなり、翌年度以降の固定資産税が引き上げられることになります。

Q7. 高齢の父名義の空き家を除却したいのですが、子の私も除却費補助の申請をすることができますか？

A. 所有者に代わり申請手続きを行う場合には、空き家の所有者であるお父様を申請者として、その委任を受けて申請する方法が考えられます。その際は委任状の提出が必要となります。

Q8. 除却費補助を活用して、亡くなった母名義の空き家を除却したいのですが、相続手続きが必要ですか？

A. 建物の名義変更がされていない場合でも、戸籍謄本などで相続人であることが確認できれば申請者となることができます。ただし、申請者以外に相続人が複数いる場合には、その全員の同意が必要となります。

Q9. 除却したい空き家に抵当権がついているのですが、登記の抹消が必要ですか？

A. 空き家に所有権以外の抵当権等の権利が設定されている場合、当該権利の権利者の同意が必要となります。なお、登記の抹消を行った場合は同意の必要はありません。



除却費補助に関して不明な点などありましたら、
沖縄市 住まい建築課 までお問い合わせください！

〈お問い合わせ〉



沖縄市 建設部 住まい建築課 住まい係

所在地：〒904-8501 沖縄県沖縄市仲宗根26番1号 沖縄市役所6階

TEL：098-939-1212 (内線2646)

